

議会側における政治倫理条例検討についての補足資料

<注>奈良市政治倫理条例検討委員会を「市側委員会」と表記しています。

(1) 市側委員会の進捗状況

- ・平成 24 年 3 月 29 日に第 2 回の市側委員会が開催された。
- ・2 回の会合を終え 3 名の委員の意図を概ね反映した案が示され、「奈良市政治倫理条例」案として含むべき全ての条文について一通りの検討を終えた。
- ・条例の適用対象は、「市長」「副市長」であり、「教育長」に関しては検討中、「議員」については議会側で条例改正を検討中であるため含まない。
- ・今後、具体的な手直し案を事務局（文書法制課）において他法令や他都市の条例等の検討も含めて作成することとなっており、完成まではしばらく日数を要する。
- ・次回の第 3 回（4 月 24 日火曜日）市側委員会は、今回の成果物の検証を短時間で行い、「奈良市政治倫理審査会条例」の検討を行う。

(2) 議会との整合性に関する市側委員会の考え方（全委員の合意）

- ・市長側の条例と議員側の条例との間の倫理規準を完全に整合させるのは無理としても、政治倫理審査会を共有するのに支障ない程度には、整合性が維持されなければならない。
- ・市長は、この市側委員会における審議過程と平行して、議会との調整を図るべきである。

(3) 審査会について

- ・「奈良市議会議員政治倫理条例（改正案）」の第 7 条～第 9 条において、市側審査会との連携を記述している（いわゆる、長崎市型の 3 本立て）。これら条文の内容は市側委員会における「奈良市政治倫理審査会条例」に依存される。市側の審査会を活用するのであれば、市側条例との整合性をより慎重に図られなければならない。
- ・現在制定されている「奈良市議会議員の政治倫理に関する条例」第 5 条においては、「議長は、調査請求を受けたときは、奈良市議会政治倫理審査会を設置する。」としている。

(4) 市側条例における請負規制の範囲について

- ・ 現在検討中の案は訓示規定（努力規定）に留まる方向で検討中。

「第4条 市長等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第142条及び第166条第2項の規定の趣旨を尊重して、市長等が役員をしている会社若しくは実質的に経営に関与している会社又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている会社に対し、市の請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約、業務委託契約（以下「請負契約等」という。）及び指定管理者の指定の申入れを辞退させ、市民に疑惑の念を持たれないよう努めなければならない。」

「第5条 市長等は、前条に規定する会社その他の団体があるときは、責任をもって辞退届を市長に提出するよう努めなければならない。」

2 辞退届の提出期限は、任期開始の日から30日以内とする。

3 市長は、辞退届の提出状況を公表しなければならない。」

- ・ 本件は議会側改正案の第5条に規定されているが、整合性を取る必要も考えられるので、持ち帰って次回の議会制度検討特別委員会までにご検討頂きたい。

(5) 条文検討に関する今後の進め方

- ・ 本日の議会制度検討特別委員会から改正案の各条文についてご議論頂きますが、立法事実を確立させ、違憲や法的な問題が生じないように法律の専門家に参加して頂く必要があると考えられる。
- ・ 専門的知見の活用について

平成18年の地方自治法改正により、普通地方公共団体の議会は議案の審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができることになった。

◆活用事例： 所沢市・流山市・横須賀市・陸前高田市・水戸市・栗山町・中頓別町

（出典：<http://www.gikai-kaikaku.net/gikaikaikaku-senmontekichiken.html>）

◆根拠法：地方自治法・第百条の二

普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

◆議決が必要である。

「本制度は議会の権限ですので、その行使には機関意思の決定のための議会の議決を要するものと考えられます。」（Q&A 地方自治法平成18年改正のポイント,76-77,地方自治制度研究会）